

令和8年度 入学案内

大学院農学研究科

入学手続は、

- ①. 入学手続専用サイトへの登録
- ②. 入学料の支払い（又は入学料免除／入学料猶予申請）
- ③. 入学手続書類の送付

全て必要となります。

*入学手続専用サイト <https://e-apply.jp/ds/ehime-u-nyugaku/>

入学手続専用サイトより、入学手続に必要な情報の入力及び入学料の納付を行ってください。

*入学のご案内ページ（URL）<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/information/>

「入学案内・入学手続関係書類」それぞれのファイルを確認し、入学案内に記載されている入学手続関係書類を送付してください。

自然災害の発生や感染症の流行等による諸行事及び諸手続について

自然災害の発生や感染症の流行等によって、諸行事及び諸手続の変更があるときは、本学の公式ウェブサイトでお知らせいたしますので、定期的にウェブサイトを確認してください。

愛媛大学公式ウェブサイト（URL）<https://www.ehime-u.ac.jp/>

合格おめでとうございます。合格者は、この「入学案内」及び愛媛大学 HP「入学のご案内ページ」をよく確認して所定の期間内に間違いのないよう手続をしてください。

なお、入学手続の一部をインターネットにより行いますので「入学手続専用サイト利用ガイド」も併せてご確認ください。

入学手続が完了すると、令和 8 年度入学生として、入学が許可されます。

・ ・ ・ ・ ・ 入学手続の各項目について ・ ・ ・ ・ ・

【1】入学手続の概要

1	入学手続の手順	2
	(1) 入学手続期間	2
	(2) 入学手続専用サイトからの登録	2
	(3) 入学料の納付	3
	(4) 入学手続関係書類の提出	4
	(5) 諸経費	5
	(6) 個人情報の取扱い	5
2	履修指導ガイダンス（対象：研究科所属学生）	6
3	長期にわたる教育課程の履修制度	6

【2】以降の項目については、本学ウェブサイトより、「入学のご案内ページ」のそれぞれのファイルを確認し、各自必要な手続を行ってください。

入学のご案内ページ（URL） <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/information/>

【2】授業料、入学料・授業料の免除・徴収猶予制度、奨学金制度

◆授業料について ◆入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度 ◆奨学金制度

※令和 8 年 3 月に本学を卒業し、引き続き大学院等に進学する者のうち、在学中に授業料の引落し手続を行っており、口座を変更しない者については、当該引落し手続を継続しますので、新たに引落し手続を行う必要はありません。

【3】入学式 ◆令和 8 年度 愛媛大学入学式

【4】健康診断 ◆健康診断について

【5】ガイダンス、授業準備、既修得単位認定

◆新入生歓迎週間、ガイダンス、オリエンテーション等 ←対象外

◆ノートパソコンの必携化について ◆既修得単位の認定について ←対象外

◆外部試験による共通教育科目「英語」の成績判定について ←対象外

◆数学力テストについて（工・農） ←対象外 ◆教育・学習データ利活用への協力依頼

◆愛媛大学の広報活動に係るご理解・ご協力について

【6】大学生生活のサポート

◆相談窓口 ◆学生宿舎、マンション・アパートの紹介

◆通学、学生証、在学証明書、通学証明書の発行について ◆校友会の学生支援事業

【7】問合せ先一覧、キャンパス案内

◆問合せ先一覧 ◆各キャンパスへのアクセス方法 ◆キャンパスマップ

【1】 入学手続の概要

1 入学手続の手順

入学手続期間内に、次の手続を完了してください。

1. 入学手続専用サイトから**必要情報の登録、入学料の納付**^{※1}を行う。
入学手続専用サイト <https://e-apply.jp/ds/ehime-u-nyugaku/>
2. **入学手続関係書類を郵送する。**^{※2}

入学手続期間内に入学手続を行わなかった場合は、いかなる理由があっても入学辞退者として取り扱います。また、大学を卒業見込みで出願した者が令和8年3月までに卒業できないことが判明した場合は、入学許可を取り消します。なお、入学許可を取り消した場合も入学料は返還しません。

※1 次のいずれかに該当する場合は、入学料の納付は行わず、入学料の免除又は徴収猶予の申請を行ってください。

- ・ 次のいずれかに該当し、入学料免除を希望する者
 - (1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、本学が定める学力基準を満たす者
 - (2) 入学前1年以内に、本人（入学する者）の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が困難であり、かつ、本学が定める学力基準を満たす者
- ・ 経済的理由その他やむを得ない理由により、入学料支払いの猶予を希望する者

※2 入学手続締切日の17時までに配達されることを必ず確認したうえで郵送してください。

(1) 入学手続期間

試験区分	書類提出方法	入学手続期間・送付先等
一般選抜 社会人特別選抜	郵送又は持参	令和8年3月6日(金)～3月16日(月)17時必着 【速達・簡易書留】 送付先：〒790-8566 愛媛県松山市樽味3丁目5番7号 愛媛大学農学部事務課学務チーム入試係 宛 TEL：089-946-9648 E-mail： agrgakum@stu.ehime-u.ac.jp ※持参の場合も、封筒に入れ、郵送できる状態で提出

入学手続に不備がある場合は、入学手続期間中に、入学手続専用サイトで登録した連絡先、インターネット出願で登録した「志願者連絡先」又は「緊急時連絡先」（保護者等連絡先）に、農学部学務チーム入試係から連絡します。

(2) 入学手続専用サイトからの登録

「入学のご案内ページ」に掲載する「入学案内」及び「入学手続専用サイト利用ガイド」を参照のうえ、入学手続専用サイトにアクセスし、画面の表示に従って登録してください。

「入学のご案内ページ」<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/information/>

※登録が完了すると自動送信の完了メールが届きます。メールの受信制限をしている場合は、「e-apply.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。メールが届かな

い場合は、入学手続専用サイトに登録したメールアドレスを確認してください。一度登録が完了するとサイト上での修正ができないため、修正が必要な場合は農学部学務チーム入試係までご連絡ください。

(3) 入学料の納付

①入学料 282,000円

②入学手続専用サイトから、指定する方法によりお支払いください。

なお、支払手数料は合格者のご負担となりますのでご了承ください。

③納付した入学料は、返還しません。ただし、次に該当する場合は当該入学料相当額を返還します。

- ・ 入学料を納付した者が、入学手続をしなかった場合
- ・ 入学料を納付した者が、入学手続期間内に入学を辞退した場合
(入学手続期間終了後の入学辞退の場合は返還しません。)

④入学料の免除又は徴収猶予を申請される場合は、入学手続専用サイトでの入力項目「入学料免除または徴収猶予の申請をする場合」で「入学料免除を申請する」もしくは「入学料徴収猶予のみ申請する」にチェックを入れ、申請書類を入学手続関係書類に同封してください。チェックを入れた場合は、入学料納付ボタンは表示されません。

※入学料の免除及び徴収猶予の詳細については、

[【2】授業料、入学料・授業料の免除・徴収猶予制度、奨学金制度](#)

[「入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度」](#)を確認してください。

※入学料免除又は入学料徴収猶予を申請した者で入学手続期間終了後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付する必要があります。

(4) 入学手続関係書類の提出

入学手続関係書類は、角形 2 号の封筒（240 mm×332 mm）の表に 2 ページに記載の送付先の住所・宛名等を記載し、「入学手続関係書類在中」と朱書した上で直接農学部学務チーム入試係へ持参いただくか、必ず入学手続締切日の 17 時まで配達されることを確認のうえ「**速達・簡易書留**」にて郵送してください。

提出書類		留意事項
1	保 証 書	入学手続専用サイトから印刷した本学所定の用紙に必要事項を記入したもの
2	令和 8 年度愛媛大学受験票	出願サイトからダウンロードして印刷したもの (試験当日に持参したもの。入学手続完了後に返還します。)
3	卒 業 証 明 書	1 通 ※間に合わない方は、卒業式後 3 月 31 日 (火) までに必ず提出してください。 ※出願時に提出した既卒者は、提出不要です。
4	成 績 証 明 書	1 通 (最終の成績が入ったもの) ※間に合わない方は、卒業式後 3 月 31 日 (火) までに必ず提出してください。 ※出願時に提出した既卒者は、提出不要です。
5	返信用封筒 (長形 3 号)	合格者の住所・氏名を記入し、460 円分の切手を貼付したもの
6	住 民 票 の 写 し (日本国籍を有しない者のみ)	市区町村長が発行したもの ※ 日本国籍を有しない者のみ提出してください。
7	入学料免除・授業料免除 申請必要書類 (該当者のみ)	申請希望者は、 「入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度 (申請希望対象者)」 をご参照ください。 ※ 申請した場合、結果通知 (入学料は 6 月下旬、授業料は 8 月上旬予定) まで入学料・授業料の納付は猶予されます。
8	入学料徴収猶予・授業料 徴収猶予申請必要書類 (該当者のみ)	申請希望者は、 「入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度 (申請希望対象者)」 をご参照ください。 ※7 の入学料免除・授業料免除申請をする者は、結果通知 (8 月上旬予定) まで入学料・授業料の納付は猶予されるため、8 の申請書類提出は不要です。
9	長 期 履 修 学 生 申 請 書 (希望者のみ)	所定様式に必要事項を記入したもの (様式は別途郵送するものをご使用ください)

入学の辞退

入学する意思がなく、入学を辞退する場合は所定の手続を行ってください。

①入学手続期間中に辞退する場合

入学手続専用サイトで「辞退手続きを行う」を選択し、必要事項を入力してください。
書類の提出は不要です。

②入学手続完了後に辞退する場合

農学部事務課学務チーム入試係 (089-946-9648) まで必ず電話にて連絡のうえ、「入学辞退願」を作成し、郵送してください。郵送が間に合わない場合は、電話連絡の際にご相談ください。

詳細は入学のご案内ページ [「入学手続き完了後の入学辞退」](#)をご確認ください。

(提出先) 〒790-8566 愛媛県松山市樽味 3 丁目 5 番 7 号

愛媛大学農学部事務課学務チーム入試係 宛

(提出期限) 令和 8 年 3 月 31 日 (火) 17 時必着

(5) 諸経費

別途郵送する振込用紙にて、令和8年3月16日(月)までに指定の金融機関へお振込みください。なお、振込手数料が別途必要となります。

諸経費納付金額

学生教育研究 災害傷害保険 (注1)	学研災付帯 賠償責任保険 (注2)	保険 期間	後援会費等 (注3)	合計金額	備考
1,750円	680円	2年間	10,000円	12,430円	愛媛大学農学部出身者
			30,000円	32,430円	愛媛大学他学部出身者
			50,000円	52,430円	上記以外の者

(注1) 以下「学生教育研究災害傷害保険」を参照してください。

(注2) 以下「学研災付帯賠償責任保険」を参照してください。

(注3) 後援会費等の内訳については、別途郵送する諸経費内訳書をご覧ください。

このほか、入学後は授業用のテキスト代が別途必要になります。

入学時の諸経費等問合せ先 <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/admission-expense/>

学生教育研究災害傷害保険

この保険は、教育研究活動中及び通学中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に補償するものであり、入学の際一括加入することになっています。(別途郵送する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。)

学研災付帯賠償責任保険

この保険は、正課、学校行事、課外活動又はその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものであり、上記の「学生教育研究災害傷害保険」と併せて、入学の際一括加入することになっています。(別途郵送する「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。)

(6) 個人情報の取扱い

本学では、提出された入学関係書類等に記載された氏名、住所等の個人情報は、本学における入学手続の事務処理、入学関係書類等に不備があった場合の連絡、入学後の教務関係(学籍、修学指導等)、学生支援関係(健康管理、奨学金申請、入学金・授業料免除及び徴収猶予申請等)、学生・保証人及び父母等への連絡、卒業後の連絡(アンケート依頼等)、授業料等に関する業務及び統計・調査・研究(入試・教務に関する調査・分析)を行う目的をもって利用し、本学が、「[国立大学法人愛媛大学個人情報保護に関する基本方針\(プライバシーポリシー\)](#)」に基づき、適切に管理します。

なお、愛媛大学関連団体(校友会、後援会、同窓会)から個人情報の提供依頼があったときは「愛媛大学関連団体への情報提供に関する同意確認書」の同意により、本学が保有する個人情報を提供します。関連団体別の同意を希望される場合は、農学部事務課学務チーム(「[問合せ先一覧](#)」参照)までご連絡ください。

2 履修指導ガイダンス（対象：研究科所属学生）

授業科目の履修についてのガイダンスを下記のとおり行いますので、必ず出席してください。（場所がわからない場合は、農学部事務課学務チームの窓口までお越しください。）

日 時：令和8年4月6日（月） 15時から

場 所：農学部大講義室（樽味キャンパス）

※予定は変更になる場合があります。

変更になった場合は、メール又はお電話でお知らせいたします。

3 長期にわたる教育課程の履修制度

本研究科では、大学院設置基準第15条に基づき、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限の2年を超えて一定の期間（最長4年間）にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを認めることができる長期履修学生制度を導入しています。

この制度が適用される者は、職業を有しており、標準修業年限で修了することが困難であると本研究科が認めた者です。なお、長期履修学生として認められた期間の授業料の年額は、次のとおりです。

【標準修業年限（2年間）の総額÷長期履修期間（3年又は4年）】

詳細については、別途郵送する「長期にわたる教育課程の履修制度について」及び「愛媛大学大学院長期履修学生申請書」を参照してください。なお、この制度の適用を希望する場合は、「愛媛大学大学院長期履修学生申請書」を入学手続関係書類と併せて送付してください。